

# 通院等交通費助成事業のご案内

適正に助成させていただくため、申請にあたり次のことにご注意ください。

- 【対象者】 市内に住所を有する在宅の人で下記のいずれかに該当する人
- ・ 70 歳以上の高齢者
  - ・ 65 歳から 69 歳までのひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人
  - ・ 在宅の要支援・要介護認定者
- 【対象移動】
- ・ 自宅と医療機関の通院 ※健康診断や接骨院、はり灸、整骨院等は対象外
  - ・ 医療機関への入退院または介護施設への入退所  
(転院の場合やショートステイの利用には利用できません)
  - ・ 一般タクシー、介護タクシーを利用した移動 ※運賃のみが対象  
(介助料等、運賃以外の費用が発生した場合、内訳の明示が必要です)

- 下記にあてはまる場合は対象となりません。
- ・ 種別割(自動車税・軽自動車税)の減免を受けている
  - ・ 古河市障害者福祉タクシー利用料金の助成を受けている
  - ・ 「ふくとく・チケット」で補助を受けて支払った運賃分は対象外です。
- 以下のときは助成されませんので注意してください。
- ・ 自宅以外から通院したとき
  - ・ 通院時に自宅と医療機関以外の場所へ立ち寄ったとき  
※医療機関から薬局を経由して自宅に戻った場合、  
タクシーの乗り継ぎがない場合に限り申請が可能です。
  - ・ タクシーの領収書、通院証明がないときや日付があわないとき
  - ・ 運賃以外にかかった費用が含まれているとき(介助料、待ち時間等)
  - ・ 利用月から 2 ヶ月を過ぎているとき  
(例:7/1～7/31 乗車分→9/30 までに窓口または郵送で必着)

- 【助成額】 1 ヶ月あたり、片道を 1 回とし 8 回まで利用でき、運賃総額の 2 分の 1 を助成します。限度額 5,000 円。 ※100 円未満切り捨て

- 【申請方法】
- ・ 通院する度に必ずタクシーの領収書を受け取ってください。
  - ・ 医療機関を受診する毎に、市指定の申請書に下記の 2 点を依頼してください。  
① 医療機関を受診した日付の記載 ②医療機関印の押印  
※往復利用の場合の医療機関印は、行きで 1 回、帰りで 1 回必要です。
  - ・ 利用月から 2 ヶ月以内に申請書とタクシーの領収書を提出してください。

- 申請窓口● 高齢介護課 健康の駅 ※郵送での申請可(必着)  
市民総合窓口課(総和庁舎) 市民総合窓口室(古河庁舎、三和庁舎)  
(郵送先) 〒306-0221 古河市駒羽根1501「健康の駅」高齢介護課宛

- 問合せ先● 古河市役所 高齢介護課 TEL : 0280-92-4921